

令和5年度主要事業の実施状況について

千葉県習志野保健所（千葉県習志野健康福祉センター）

目 次

総務課	1 鎌ヶ谷連絡所の運営 ----- 1	1
企画課	1 医療機関への立入検査 ----- 2	2
	2 薬務監視事業 ----- 3	3
	3 献血推進事業 ----- 4	4
	4 衛生統計調査 ----- 5	5
	5 保健所保健・福祉サービス調整推進事業 ----- 6	6
	6 地域保健従事者研修・保健所実習 ----- 7	7
	7 地域保健臨床研修(医師の臨床研修) ----- 8	8
	8 広報・啓発事業 ----- 9	9
地域保健課	1 保健師関係指導事業 ----- 10	10
	2 母子保健事業 ----- 11	11
	3 成人・老人保健事業 ----- 13	13
	4 一人ひとりに応じた健康支援事業 ----- 14	14
	5 地域・職域連携推進事業 ----- 15	15
	6 栄養改善事業 ----- 16	16
	7 歯科保健事業 ----- 19	19
	8 精神保健福祉事業 ----- 20	20
	9 難病対策事業 ----- 23	23
	10 肝炎治療特別促進事業 ----- 25	25
	11 受動喫煙対策事業 ----- 26	26

地域福祉課	1 児童・ひとり親家庭等福祉事業 ----- 27	27
	2 高齢者福祉事業 ----- 28	28
	3 相談事業 ----- 29	29
疾病対策課	1 結核予防事業 ----- 30	30
	2 感染症予防事業 ----- 31	31
	3 エイズ対策事業 ----- 33	33
	4 原子爆弾被爆者対策事業 ----- 34	34
生活衛生課	1 食品衛生事業 ----- 35	35
	2 環境衛生事業 ----- 37	37
	3 狂犬病予防事業・動物の愛護管理事業 ----- 39	39
検査課	1 試験検査業務 ----- 40	40
食品機動監視課	1 食品衛生事業 ----- 42	42
監査指導課	1 社会福祉法人等の監査指導 ----- 43	43

事業名	1 鎌ヶ谷連絡所の運営	担当課名	総務課																																
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 鎌ヶ谷連絡所の運営</p> <p>平成15年4月、船橋市の中核市移行により、鎌ヶ谷市区域が習志野保健所の管轄となった。</p> <p>これに伴い、鎌ヶ谷市民等の利便性を考慮し、鎌ヶ谷市総合福祉保健センター内に「習志野保健所鎌ヶ谷連絡所」を設置した。</p> <p>鎌ヶ谷連絡所の勤務体制は、習志野健康福祉センター会計年度任用職員1名が常駐し、当該職員が不在の際は本所職員2名が出張することとしている。</p>	<p>《実施状況（8月末までの実績及び年度内の計画）》</p> <p>鎌ヶ谷連絡所は、平日9時から11時30分、12時15分から15時30分まで開設しており(11時30分から12時15分は昼休み)、その業務は、主として保健所事務に係る用紙の配布、各種申請書類の預かり等である。</p> <p>令和5年4月から8月までの開所日数は104日間であり、その間の実績は、来所者が675件、電話対応が135件であった。</p> <p>来所者対応を業務別で見ると、指定難病、医務・薬務、小児慢性特定疾病の3業務に係るもので約92%(624件)を占めている。</p> <p>[来所者対応業務内訳]</p> <table border="1" data-bbox="745 839 1518 1238"> <thead> <tr> <th colspan="2">相談項目</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>指定難病に係るもの</td> <td>496</td> <td>73.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>医務・薬務関係</td> <td>81</td> <td>12.0%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>小児慢性特定疾病に係るもの</td> <td>47</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>肝炎に係るもの</td> <td>19</td> <td>2.8%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>食品</td> <td>11</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(調理師関係、結核、精神、不妊、環境、総合相談等)</td> <td>21</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>675</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1～3小計 624件 約92%</p>	相談項目		件数	割合	1	指定難病に係るもの	496	73.5%	2	医務・薬務関係	81	12.0%	3	小児慢性特定疾病に係るもの	47	7.0%	4	肝炎に係るもの	19	2.8%	5	食品	11	1.6%		その他(調理師関係、結核、精神、不妊、環境、総合相談等)	21	3.1%	合計		675	100%		
相談項目		件数	割合																																
1	指定難病に係るもの	496	73.5%																																
2	医務・薬務関係	81	12.0%																																
3	小児慢性特定疾病に係るもの	47	7.0%																																
4	肝炎に係るもの	19	2.8%																																
5	食品	11	1.6%																																
	その他(調理師関係、結核、精神、不妊、環境、総合相談等)	21	3.1%																																
合計		675	100%																																

事業名	1 医療機関への立入検査	担当課名	企画課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 医療機関への立入検査</p> <p>医療法第25条第1項及び地域保健法第6条の規定に基づき、管内の医療機関に対して立入検査を行う。</p> <p>この目的は、医療機関が医療法その他の法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かを検査することにより、病院等を科学的かつ適正な医療を提供する場にふさわしいものとする事である。</p> <p>「千葉県医療機関立入検査実施要綱」により、病院・診療所等に対して立入検査を行い、必要な指導をしている。</p>	<p>《実施状況(8月末までの実績及び年度内の計画)》</p> <p>1 病院への立入検査</p> <p>管内(習志野市・八千代市・鎌ケ谷市)には21の病院があるが、この全てについて毎年度1回立入検査を実施している。</p> <p>例年、所長外10名程度の医療監視員(医務、薬務、看護、栄養、検査、放射線、食品衛生等の担当)で検査班を構成し、病院の管理運営に係る法的基準事項が遵守されているかについて検査しており、本年度は原則現地確認として検査を実施する。</p> <p>(令和5年9月から令和6年1月までに21病院の検査を実施する計画である。)</p> <p>2 診療所等への立入検査</p> <p>一般診療所・助産所のうち入院病床のあるものは、習志野市・八千代市・鎌ケ谷市に12施設ある。</p> <p>有床診療所・助産所については5年に1回程度計画的に実施し、施設の管理運営に係わる法的基準事項が遵守されているかについて検査する。</p> <p>今年度は、有床診療所3施設について、書面等による確認を行い、その結果に基づき必要に応じて立入検査を実施する計画である。</p>		

事業名	2 薬務監視事業	担当課名	企画課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 薬事監視</p> <p>薬局及び医薬品販売業者等に対し立入検査を実施し、医薬品医療機器等法に係る遵守事項について確認・指導している。</p> <p>2 毒物劇物監視</p> <p>毒物劇物営業者に対して、立入検査を実施し、保管管理、譲渡手続きの適正化を図る。</p>	<p>《実施状況（8月末までの実績及び年度内の計画）》</p> <p>1 薬事監視</p> <p>医薬品等一斉取締月間（令和5年7月から12月まで）を中心に、通年的な監視指導を実施する。</p> <p>令和5年4月から令和5年8月までの立入検査件数は7件であり、このうち違反件数は2件であった。</p> <p>違反内容は、開設者の義務であった。</p> <p>なお、薬局・医薬品販売業者80件、高度管理医療機器販売業者30件の立入検査を計画している。</p> <p>2 毒物劇物監視</p> <p>通年的に毒物劇物営業者への監視指導を実施している。</p> <p>令和5年4月から令和5年8月までの立入検査件数は8件であり、このうち違反件数は4件であった。</p> <p>違反内容は、貯蔵陳列場所表示および場所の不備であった。</p> <p>なお、60件の立入検査を計画している。</p>		

事業名	3 献血推進事業	担当課名	企画課																		
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 献血の推進</p> <p>献血目標が達成されるよう、献血思想の普及と献血事業の円滑な推進を図る。</p>	<p>《実施状況（8月末までの実績及び年度内の計画）》</p> <p>千葉県赤十字血液センターが実施している献血事業に対し、各市献血推進協議会と協力し、住民への献血思想の普及啓発と献血事業の円滑な推進を図っている。</p> <p>当管内の令和5年度の献血目標数は、5,490人である。</p> <p>8月末現在の目標達成率は、全血献血(200ml)で104%、全血献血(400ml)で39%である。</p> <table border="1" data-bbox="786 699 1599 995"> <thead> <tr> <th colspan="3">全血献血(200ml)</th> <th colspan="3">全血献血(400ml)</th> </tr> <tr> <th>目標数 (人)</th> <th>採血数 (人)</th> <th>達成率 (%)</th> <th>目標数 (人)</th> <th>採血数 (人)</th> <th>達成率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>169</td> <td>175</td> <td>104%</td> <td>5,321</td> <td>2,096</td> <td>39%</td> </tr> </tbody> </table>	全血献血(200ml)			全血献血(400ml)			目標数 (人)	採血数 (人)	達成率 (%)	目標数 (人)	採血数 (人)	達成率 (%)	169	175	104%	5,321	2,096	39%		
全血献血(200ml)			全血献血(400ml)																		
目標数 (人)	採血数 (人)	達成率 (%)	目標数 (人)	採血数 (人)	達成率 (%)																
169	175	104%	5,321	2,096	39%																

事業名	4 衛生統計調査	担当課名	企画課										
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 人口動態統計</p> <p>出生、死亡、死産、婚姻及び離婚について動態統計的に把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得るため実施する。</p> <p>2 国民生活基礎調査</p> <p>保健、医療、福祉、年金、所得等、国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>3 社会保障・人口問題基本調査</p> <p>人口減少社会における地域人口の変動メカニズムを把握し、地域創生に資する基礎資料として国や地方の行政に活用することを目的とする。</p>	<p>《実施状況(8月末までの実績及び年度内の計画)》</p> <p>1 人口動態統計</p> <p>令和5年1月1日から7月31日までに作成した3市の調査票の合計数は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="875 456 1946 580"> <thead> <tr> <th>出生票</th> <th>死亡票</th> <th>死産票</th> <th>婚姻票</th> <th>離婚票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,716</td> <td>2,937</td> <td>36</td> <td>1,098</td> <td>405</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国民生活基礎調査</p> <p>令和5年は、習志野市2地区、八千代市3地区、鎌ヶ谷市1地区の合計343世帯を対象に6月1日(木)に調査を実施した。</p> <p>3 社会保障・人口問題基本調査</p> <p>令和5年は、「第9回人口移動調査」が行われた。</p> <p>「第9回人口移動調査」は、習志野市2地区、八千代市3地区、鎌ヶ谷市1地区の合計287世帯を対象に7月1日(土)に調査を実施した。</p> <p>オンライン回答が導入され、回収方法をオンライン、郵送及び調査員による回収から選択できるようになった。</p>	出生票	死亡票	死産票	婚姻票	離婚票	1,716	2,937	36	1,098	405		
出生票	死亡票	死産票	婚姻票	離婚票									
1,716	2,937	36	1,098	405									

事業名	5 保健所保健・福祉サービス調整推進事業	担当課名	企画課		
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 保健所保健・福祉サービス調整推進事業</p> <p>高齢化社会の進行、医療技術の進歩、地域住民ニーズの多様化等、地域保健を取り巻く社会状況の変化に伴い、在宅療養者は増加傾向を示し、ますますきめ細やかな保健・福祉サービスの提供が求められている。そのため、その総合調整、人材の資質向上を図ることを目的とする。</p>	<p>《実施状況(8月末までの実績及び年度内の計画)》</p> <p>1 保健所保健・福祉サービス調整推進事業</p> <p>高齢者施設向け研修会(令和5年10月3日開催予定)</p> <table border="1" data-bbox="730 469 2024 767"> <thead> <tr> <th data-bbox="730 469 1135 536"><事業内容></th> <th data-bbox="1135 469 2024 536"><検討課題></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="730 536 1135 767">令和5年度習志野保健所感染対策研修会</td> <td data-bbox="1135 536 2024 767">管内医療機関の感染症対策専門家による「高齢者施設における感染対策の具体的な実践」についての講演及び「結核の基本」を保健所から説明する研修会を行う予定である。</td> </tr> </tbody> </table>	<事業内容>	<検討課題>	令和5年度習志野保健所感染対策研修会	管内医療機関の感染症対策専門家による「高齢者施設における感染対策の具体的な実践」についての講演及び「結核の基本」を保健所から説明する研修会を行う予定である。
<事業内容>	<検討課題>				
令和5年度習志野保健所感染対策研修会	管内医療機関の感染症対策専門家による「高齢者施設における感染対策の具体的な実践」についての講演及び「結核の基本」を保健所から説明する研修会を行う予定である。				

事業名	6 地域保健従事者研修・保健所実習	担当課名	企画課																																																				
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 地域保健従事者研修・保健所実習</p> <p>保健所の役割や公衆衛生看護活動等の実際を学び、現状課題を把握し、保健・医療・福祉の連携の必要性を理解することを目的として、医師、保健師、看護師などの養成施設の学生を受け入れている。</p>	<p>《実施状況(8月末までの実績及び年度内の計画)》</p> <p>1 地域保健従事者研修・保健所実習</p> <p>今年度は、4月に前期の合同講義を実施(出席は4校20名)し、後期の合同講義は9月に実施予定(5校23名)である。</p> <p>令和5年度学生実習受入状況</p> <table border="1" data-bbox="752 497 2027 1265"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>人数</th> <th>期 間</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(保健師養成施設)</td> </tr> <tr> <td>千葉大学 看護学科</td> <td>5</td> <td>6月5日～6月6日</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>秀明大学 看護学科</td> <td>6</td> <td>5月16日～5月17日</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>二葉看護学院</td> <td>5</td> <td>4月25日～4月26日</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>国際医療福祉大学 看護学科</td> <td>4</td> <td>7月11日～7月12日</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>順天堂大学 看護学科</td> <td>5</td> <td>9月27日～9月28日</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>6</td> <td>10月30日～10月31日</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>東邦大学 看護学科</td> <td>5</td> <td>12月18日～12月19日</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>淑徳大学 看護学科</td> <td>4</td> <td>1月23日～1月24日</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(管理栄養士養成施設)</td> </tr> <tr> <td>千葉県保健医療大学 栄養学科</td> <td>1</td> <td>9月13日～9月14日</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>東京家政学院大学 人間栄養学科</td> <td>2</td> <td>〃</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	人数	期 間	日数	(保健師養成施設)				千葉大学 看護学科	5	6月5日～6月6日	2	秀明大学 看護学科	6	5月16日～5月17日	2	二葉看護学院	5	4月25日～4月26日	2	国際医療福祉大学 看護学科	4	7月11日～7月12日	2	順天堂大学 看護学科	5	9月27日～9月28日	2	〃	6	10月30日～10月31日	2	東邦大学 看護学科	5	12月18日～12月19日	2	淑徳大学 看護学科	4	1月23日～1月24日	2	(管理栄養士養成施設)				千葉県保健医療大学 栄養学科	1	9月13日～9月14日	2	東京家政学院大学 人間栄養学科	2	〃	2		
学 校 名	人数	期 間	日数																																																				
(保健師養成施設)																																																							
千葉大学 看護学科	5	6月5日～6月6日	2																																																				
秀明大学 看護学科	6	5月16日～5月17日	2																																																				
二葉看護学院	5	4月25日～4月26日	2																																																				
国際医療福祉大学 看護学科	4	7月11日～7月12日	2																																																				
順天堂大学 看護学科	5	9月27日～9月28日	2																																																				
〃	6	10月30日～10月31日	2																																																				
東邦大学 看護学科	5	12月18日～12月19日	2																																																				
淑徳大学 看護学科	4	1月23日～1月24日	2																																																				
(管理栄養士養成施設)																																																							
千葉県保健医療大学 栄養学科	1	9月13日～9月14日	2																																																				
東京家政学院大学 人間栄養学科	2	〃	2																																																				

事業名	7 地域保健臨床研修（医師の臨床研修）	担当課名	企画課						
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 地域保健臨床研修(医師の臨床研修)</p> <p>医師法第16条の2第1項の規定による地域保健・医療分野の研修を臨床研修協力施設として実施している。</p> <p>地域保健や健康増進等の健康福祉センターの役割について理解し、また実践することにより、公衆衛生的な視点を獲得することを目的に実施する。</p>	<p>《実施状況(8月末までの実績及び年度内の計画)》</p> <p>1 地域保健臨床研修(医師の臨床研修)</p> <p>研修医の臨床研修制度の見直しにより、地域保健研修が必修ではなくなったことを受け、受入数は減少している。令和5年度の状況は、以下のとおりである。</p> <p>令和5年度 臨床研修医受入状況</p> <table border="1" data-bbox="750 619 2018 783"> <thead> <tr> <th>病 院 名</th> <th>人数</th> <th>期 間</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県がんセンター</td> <td>1</td> <td>令和5年10月1日から11月4日</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>	病 院 名	人数	期 間	日数	千葉県がんセンター	1	令和5年10月1日から11月4日	35
病 院 名	人数	期 間	日数						
千葉県がんセンター	1	令和5年10月1日から11月4日	35						

事業名	8 広報・啓発事業	担当課名	企画課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 広報・啓発事業</p> <p>管内の市民及び関係機関に、健康福祉センター(保健所)の業務内容や、保健・衛生に関する各種の情報を提供する。</p>	<p>《実施状況 (8月末までの実績及び年度内の計画)》</p> <p>1 ホームページの運営</p> <p>千葉県ホームページ内に習志野健康福祉センターのページを設け、健康情報や当センター(保健所)の事業等について情報提供を行っている。(随時更新)</p> <p>2 市広報紙を通じた事業のお知らせ</p> <p>習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市の広報紙に「健康相談のお知らせ」等の掲載を依頼している。</p> <p>これらの方法で、地域住民に健康福祉センター事業の情報提供を行っている。</p>		

事業名	1 保健師関係指導事業	担当課名	地域保健課																																																																	
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 家庭訪問及び保健指導</p> <p>(1) 家庭訪問 対象者は感染症患者（結核含む）、難病患者、小児慢性特定疾病児童等など、多岐にわたっている。 療養生活の相談・精神面への支援・育児相談・発達発育への支援・不安の解消などを行っている。</p> <p>(2) 保健指導 面接相談、電話相談などにより保健指導を実施している。</p> <p>2 管内保健師業務連絡研究会 保健師の資質向上と管内保健師の活動充実を目指し、研究会を開催している。</p>	<p>《実施状況(令和5年8月末までの実績及び年度内の計画)》</p> <p>1 家庭訪問・保健指導の対象別実施状況 単位：件数(延)</p> <table border="1" data-bbox="792 363 2024 804"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>感染症</th> <th>結核</th> <th>生活習慣病</th> <th>精神障害</th> <th>難病</th> <th>長期療養児</th> <th>妊産婦</th> <th>乳児</th> <th>幼児</th> <th>母子その他</th> <th>その他疾患</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭訪問</td> <td>26</td> <td>69</td> <td></td> <td></td> <td>11</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>面接</td> <td>58</td> <td>53</td> <td></td> <td></td> <td>16</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>電話メール</td> <td>826</td> <td>646</td> <td></td> <td>15</td> <td>131</td> <td>17</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>1,653</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 管内保健師業務連絡研究会実施状況(年1～3回開催予定)</p> <table border="1" data-bbox="806 1056 2013 1209"> <thead> <tr> <th>期日</th> <th>内容</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年10月16日予定</td> <td>保健師に生じやすいモラルの傷つきとその対応</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	感染症	結核	生活習慣病	精神障害	難病	長期療養児	妊産婦	乳児	幼児	母子その他	その他疾患	その他	計	家庭訪問	26	69			11								106	面接	58	53			16	8							135	電話メール	826	646		15	131	17	1			1	10	6	1,653	期日	内容	参加人数	令和5年10月16日予定	保健師に生じやすいモラルの傷つきとその対応	—	未定	未定	—		
区分	感染症	結核	生活習慣病	精神障害	難病	長期療養児	妊産婦	乳児	幼児	母子その他	その他疾患	その他	計																																																							
家庭訪問	26	69			11								106																																																							
面接	58	53			16	8							135																																																							
電話メール	826	646		15	131	17	1			1	10	6	1,653																																																							
期日	内容	参加人数																																																																		
令和5年10月16日予定	保健師に生じやすいモラルの傷つきとその対応	—																																																																		
未定	未定	—																																																																		

事業名	2 母子保健事業	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 母子保健推進協議会 広域的な母子保健、医療、福祉施策を推進するため、母子保健推進協議会を設置し、管内医師会 関係者、管内各市母子保健関係者と協議を図る。</p> <p>2 母子保健関係研修会 市町村支援の一環として、関係機関の連携及び従事者の資質の向上を図るため母子保健関係研修会を実施する。</p> <p>3 千葉県特定不妊治療助成事業 特定不妊治療の保険適用に伴う経過措置として、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成する。 (経過措置に係る申請期限：令和5年5月31日)</p> <p>4 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業 小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担の軽減を図る。</p>	<p>《実施状況(令和5年8月末までの実績及び年度内の計画)》</p> <p>1 母子保健推進協議会 実施予定（実施時期・内容について検討中）</p> <p>2 母子保健関係研修会 (1) 母子保健従事者研修会 実施予定（実施時期・内容について検討中）</p> <p>3 千葉県特定不妊治療助成事業 指定医療機関（県内）：28箇所 助成件数：実数 9件 延数 9件</p> <p>4 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業 受給者状況 376件 対象者は18歳未満の児童（継続認定者は、20歳の誕生日前日まで）で、対象疾患は16疾患群788疾病である。（悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患）</p>		

<p>5 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 小慢児童等の健全育成及び自立支援を図るために必要な研修会等を開催する</p> <p>6 思春期保健事業 思春期の課題を抱えるこどもと、その保護者及び支援者を対象として、予約制で臨床心理士による個別相談を行う。(月1回)</p>	<p>5 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業</p> <p>研修会 テーマ「移行期医療について(仮)」 講師 千葉県移行期医療支援センター(千葉大学医学部附属病院) 方法 千葉県公式セミナーチャンネルにて配信(令和5年11月予定)</p> <p>6 思春期相談 実施回数 3回 従事者 臨床心理士、保健師 相談件数 4件(来所者4人) 相談内訳 起立性調節障害 1件、性別違和 1件、性の悩み 1件、友人関係のトラブル 1件</p>
--	--

事業名	3 成人・老人保健事業	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 がん検診推進員育成講習会 がん検診の受診率向上を目指し、健康づくり推進員等による声掛け運動を行うために、市川健康福祉センターと交代で開催する。</p>	<p>《実施状況（令和5年8月末までの実績及び年度内の計画）》</p> <p>1 がん検診推進員育成講習会（習志野健康福祉センターが主催） テーマ 「乳がん」 講師 調整中 方法 千葉県公式セミナーチャンネルにて配信（令和5年12月予定）</p>		

事業名	4 一人ひとりに応じた健康支援事業	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 一人ひとりに応じた健康支援事業 生涯を通じて一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができるよう、健康づくりの支援体制が充実することを目的とする。</p>	<p>《実施状況（令和5年8月末までの実績及び年度内の計画）》</p> <p>1 一人ひとりに応じた健康支援事業 相談件数延数 27件</p>		

事業名	5 地域・職域連携推進事業	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 地域・職域連携推進事業 地域保健と職域保健の連携により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会支援を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備する。</p> <p>(1) 習志野地域・職域連携推進協議会 管内の関係機関への健康情報の提供と連絡調整、健康情報の収集、健康意識調査等によるニーズの把握等を行うとともに、健康課題の明確化、課題に対して担える各関係機関の役割の確認と推進、管内の特性を活かした具体的な連携事業の企画等を行う。</p> <p>(2) 共同事業 地域の健康課題の解決に向けた健康教育等、共同事業を実施する。 令和元年度から「働き盛りからからのフレイル予防～転ばない身体づくり～」をテーマにならしの健康通信を作成。 併せて、職域でフレイル予防等の健康づくりに関する講話を実施。</p>	<p>《実施状況（令和5年8月末までの実績及び年度内の計画）》</p> <p>(1) 習志野地域・職域連携推進協議会 令和5年10月～11月 作業部会実施予定 令和5年12月～令和6年1月 協議会実施予定</p> <p>(2) 共同事業 令和5年9月22日 船橋市労働基準協会主催の労働衛生週間の研修において、フレイル予防をテーマに、ならしの健康通信や管内市の出前講座を紹介予定。</p>		

事業名	6 栄養改善事業	担当課名	地域保健課																				
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>地域における健康づくり・栄養改善体制を整備するため、指導・調整会議及び地区組織の育成や調査・研究等を行う。</p> <p>1 健康増進（栄養・運動等）事業</p> <p>（1）病態栄養教室 難病患者や障害者等を対象に食生活の質の向上を図るため、講演会等を開催する。</p> <p>（2）地域における健康づくり推進事業 地域における優先的な健康・栄養課題について、給食施設や飲食店等の関係者を対象として、望ましい生活習慣を周知し食環境整備を図る。</p> <p>（3）国民（県民）健康・栄養調査の実施 健康増進法に基づき、国民の健康状態及び栄養摂取の実態等を明らかにするために、厚生労働大臣が指定した地区の調査を実施する。</p> <p>（4）特定保健用食品等の表示に関する指導 企業・食品営業者に対して栄養表示基準制度等の周知を図るとともに、連携し普及啓発に努める。</p>	<p>《実施状況（令和5年8月末までの実績及び年度内の計画）》</p> <p>1 健康増進（栄養・運動等）事業</p> <p>（1）病態栄養教室</p> <p>ア 動画配信「神経難病患者の嚥下調整食に関する研修会」（予定）</p> <p>イ 食物アレルギー児の家族に対する防災備蓄に関する啓発チラシ配付（予定）</p> <p>（2）地域における健康づくり推進事業</p> <p>ア 健康づくり出前講座の実施（予定）</p> <p>イ 食生活改善推進員への普及啓発 「乳和食」の調理講習 令和5年11月29日（予定）</p> <p>（3）国民（県民）健康・栄養調査の実施</p> <p>ア 国民健康・栄養調査 八千代市ゆりのき台地区 11月実施（予定）</p> <p>イ 県民健康・栄養調査 今年度実施なし</p> <p>（4）特定保健用食品等の表示に関する指導</p> <p>ア 業者への指導・啓発普及</p> <table border="0" data-bbox="891 1161 1951 1358"> <tr> <td>（ア）特別用途食品・特定保健用食品</td> <td>個別</td> <td>0件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（イ）食品表示基準（保健事項）</td> <td>個別</td> <td>3件</td> <td>集団 実施予定なし</td> </tr> <tr> <td>（ウ）健康増進法第65条第1項（虚偽誇大広告）</td> <td>個別</td> <td>0件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（エ）その他一般食品</td> <td>個別</td> <td>0件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 県民への啓発普及</td> <td>個別相談（随時）</td> <td>0件</td> <td></td> </tr> </table>	（ア）特別用途食品・特定保健用食品	個別	0件		（イ）食品表示基準（保健事項）	個別	3件	集団 実施予定なし	（ウ）健康増進法第65条第1項（虚偽誇大広告）	個別	0件		（エ）その他一般食品	個別	0件		イ 県民への啓発普及	個別相談（随時）	0件			
（ア）特別用途食品・特定保健用食品	個別	0件																					
（イ）食品表示基準（保健事項）	個別	3件	集団 実施予定なし																				
（ウ）健康増進法第65条第1項（虚偽誇大広告）	個別	0件																					
（エ）その他一般食品	個別	0件																					
イ 県民への啓発普及	個別相談（随時）	0件																					

<p>(5) 食生活改善についての啓発普及 食習慣改善につながるよう、栄養情報の提供を推進する。</p> <p>2 給食施設指導</p> <p>特定多数人に継続的に食事を提供している施設に対して、よりよい給食管理を目指し、栄養管理・衛生管理が適切に実施されるよう指導を行う。</p> <p>(1) 個別巡回指導</p> <p>管内の給食施設に対し、個別に巡回指導を実施し助言、指導を行う。</p> <p>(2) 集団指導</p> <p>給食施設の管理者及び給食業務従事者に対して、適切な栄養管理と具体的な食品の取扱方等に関する研修会を実施し、給食関係者の意識の高揚を図る。</p>	<p>(5) 食生活改善についての啓発普及 食生活改善普及運動の期間（令和5年9月1日～9月30日予定）、随時実施</p> <p>2 給食施設指導</p> <p>(1) 個別巡回指導</p> <table border="1" data-bbox="909 435 1946 999"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施設数</th> <th>指導予定施設数</th> <th>指導済施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学 校</td> <td>35</td> <td>25</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>病 院</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>老人福祉施設</td> <td>29</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>児童福祉施設</td> <td>66</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>寄宿舎</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>193</td> <td>73</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>(年間予定に対する実施47%)</p> <p>(2) 集団指導</p> <p>ア 第1回給食施設管理者・従事者研修会（千葉県公式セミナーチャンネルによる動画配信） 令和5年7月18日～8月18日 申込数85 視聴者回数232 説明①「給食施設における衛生管理」 説明②「健康日本21（第2次）の最終評価と給食施設における栄養管理」</p>	区 分	施設数	指導予定施設数	指導済施設数	学 校	35	25	22	病 院	21	21	0	介護老人保健施設	6	1	1	介護医療院	1	0	0	老人福祉施設	29	10	5	児童福祉施設	66	0	0	社会福祉施設	8	3	3	事業所	12	9	1	寄宿舎	1	1	1	その他	14	3	1	合 計	193	73	34
区 分	施設数	指導予定施設数	指導済施設数																																														
学 校	35	25	22																																														
病 院	21	21	0																																														
介護老人保健施設	6	1	1																																														
介護医療院	1	0	0																																														
老人福祉施設	29	10	5																																														
児童福祉施設	66	0	0																																														
社会福祉施設	8	3	3																																														
事業所	12	9	1																																														
寄宿舎	1	1	1																																														
その他	14	3	1																																														
合 計	193	73	34																																														

<p>3 健康ちば協力店推進事業 県民の「野菜摂取量の増加」「減塩対策」「受動喫煙防止対策」を推進するため、協力いただける飲食店等を登録し、PRすることで、食環境整備を図る。</p> <p>4 栄養関係団体等の育成・支援 (1) 習志野保健所管内集団給食協議会の育成 給食施設の向上と連携を図るため、習志野保健所管内集団給食協議会の支援・育成指導を行う</p> <p>(2) 調理師等研修事業 地域に根ざした健康づくりのための食育活動を推進するための仕組みづくりと活動を推進するための人材育成を図る</p>	<p>イ 第2回給食施設研修会（子どもの食支援） 令和5年9月13日（予定） 対象 学校、児童福祉施設、社会福祉施設等 講演「発達障害等の子どもの食の困難と支援－『食べられない』を傾聴と対話で支援する－」</p> <p>ウ 第3回給食施設研修会 令和6年1月（予定） 対象 病院、高齢者施設等 内容検討中</p> <p>3 健康ちば協力店推進事業 協力店登録件数 7件 (1) 登録啓発 食品衛生講習会におけるチラシ配布 5回900部 個別訪問 2店舗 (2) 県民への普及啓発 実施予定なし</p> <p>4 栄養関係団体等の育成・支援 (1) 習志野保健所管内集団給食協議会の育成（加入施設数 67施設） ア 定期総会 令和5年5月19日 イ 研修会（保健所と共催） 令和5年7月18日～8月18日、9月13日、 令和6年1月（予定） ウ 施設見学会 令和5年11月（予定） エ 調理研修会 令和6年1月（予定） オ 理事会 年6～7回開催予定</p> <p>(2) 調理師等研修事業 ※（社）千葉県調理師会委託事業 講習会の開催に際し、助言等の支援を行う。 ア 食と健康推進講習会 開催予定なし イ 千葉県調理師講習会 令和5年11月22日（予定） （市川保健所、船橋市保健所管内と合同開催）</p>
---	---

事業名	7 歯科保健事業	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 難病及び障害者等歯科保健サービス事業</p> <p>難病及び障害者（精神障害者）等に対し、講演会等を実施することにより難病及び障害者等の歯及び口腔内の健康増進並びに嘔む・飲みこむことへの支援を目的とする。</p>	<p>《実施状況（令和5年8月末までの実績及び年度内の計画）》</p> <p>1 難病及び障害者等歯科保健サービス事業</p> <p>リーフレットの作成及び配布（協力 習志野市歯科医師会）</p> <p>対象 神経難病患者及びその家族</p> <p>内容 口腔ケアの重要性とケアのポイント等</p> <p>配布 指定難病受給者証発送時に同封（令和5年12月予定）</p>		

事業名	8 精神保健福祉事業				担当課名	地域保健課		
<<事業目的及び内容>> 1 精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出等に関する法施行業務 申請・通報・届出等に基づき、事前調査の上、必要に応じ措置診察を実施し、診察結果により措置移送、措置入院等の法施行業務を実施する。	<<実施状況（令和5年8月末までの実績及び年度内の計画）>>							
	1 精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出等への対応状況							(単位：件)
	種 別	申請・ 通報等	診察 不要	法第27条診察を受けた者		法第29条の2診察を受けた者		調 査 中
				措置入院 該当症状者	該当症状 ない者	措置入院 該当症状者	該当症状 ない者	
	法第22条 一般人からの申請	0	0	0	0	0	0	0
	法第23条 警察官からの通報	18 (10)	3 (2)	13 (7)	1 (0)	7 (2)	1 (1)	0 (0)
	法第24条 検察官からの通報	16	10	5	1	0	0	0
	法第25条 保護観察所長の通報	0	0	0	0	0	0	0
	法第26条 矯正施設長の通報	8	7	1	0	0	0	0
	法第27条の2 申請通報によらない	0	0	0	0	0	0	0
計	42 (10)	20 (2)	19 (7)	2 (0)	7 (2)	1 (1)	0 (0)	
(注) 1 法第29条の2診察を受けた者で措置入院該当症状者は、法第27条診察を受けた者の内数 2 該当症状ない者は、診察の結果、措置入院以外となった者で、措置以外の入院形態による入院、通院、その他の合計 3 () 内は中核市(船橋市)分の再掲								

<p>2 精神保健福祉相談、訪問指導 精神疾患や心の健康、精神障害者の社会参加や生活上の問題などに関する相談に応じるとともに、必要に応じて訪問を実施している。</p> <p>(1) 定例相談・訪問（予約制） 嘱託精神科医師により、精神疾患やその治療、こころの健康などに関する相談を行う。</p> <p>(2) 一般相談・訪問（随時） 精神保健福祉士（精神保健福祉相談員）・看護師・保健師が随時、電話や来所による相談に応じるとともに、必要に応じて訪問を実施。</p> <p>3 地域精神保健福祉活動 関係機関との連絡調整及び複雑困難事例等への技術的支援を行っている。</p>	<p>2 精神保健福祉相談、訪問指導</p> <p>(1) 定例相談・訪問（予約制、実績は延件数）</p> <table border="0"> <tr> <td>実績</td> <td>面接相談</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>嘱託医同行訪問</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>会場 八千代市障害者福祉センター（偶数月第1火曜日、奇数月第1月曜日） 習志野健康福祉センター（第2火曜日） 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター（第4木曜日）</p> <p>※平成30年度より千葉県精神科医療センターより地域技術支援とし医師の派遣がされている。（月1回第3金曜日）</p> <p>(2) 一般相談・訪問（随時、実績は延件数）</p> <table border="0"> <tr> <td>実績</td> <td>面接相談</td> <td>67件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>訪問指導</td> <td>168件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話相談</td> <td>2,434件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>メール相談</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>※相談の内容は未受診者、医療中断者等の受診に係わるものが多い。 （延件数は、通報関係の対応も含まれる）</p> <p>3 地域精神保健福祉活動</p> <p>(1) 習志野八千代心の健康を守る会（家族会）講演会にて講演 5月25日 「習志野健康福祉センターの精神保健福祉業務について」</p> <p>(2) 管内精神保健福祉担当者連絡会議（管内3市の連絡調整会議） ※年度内開催予定</p> <p>(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム圏域コーディネーターへのサポート ※随時</p>	実績	面接相談	18件		嘱託医同行訪問	2件	実績	面接相談	67件		訪問指導	168件		電話相談	2,434件		メール相談	1件
実績	面接相談	18件																	
	嘱託医同行訪問	2件																	
実績	面接相談	67件																	
	訪問指導	168件																	
	電話相談	2,434件																	
	メール相談	1件																	

<p>4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進業務</p> <p>精神障害のある人が、地域の一員として自分らしい暮らしができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する取組を行う。</p> <p>(障害者福祉推進課事業が各圏域の指定一般相談支援事業所等へ委託事業「千葉県精神障害者地域移行支援事業」(H16～H29年度)から、発展的に移行)</p> <p>5 退院後支援事業</p> <p>平成30年3月27日付厚生労働省より「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が 発出され、千葉県としても政令市1市・中核市2市と共同で、平成30年11月4縣市マニュアルを策定、同時にマニュアルに基づいた支援を開始している。</p>	<p>4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進業務</p> <p>(1) 圏域コーディネーターへの技術的支援</p> <p>(2) 協議の場 (①代表者会議 ②実務者会議) の開催・運営等協力及び構成機関として参画</p> <p>①代表者会議は年1回開催</p> <p>②実務者会議は習志野市圏域毎及び八千代市圏域、管内圏域全体で年6回程度開催</p> <p>鎌ヶ谷市圏域は市自立支援協議会「政策課題別検討チーム」として市が主催</p> <p>(3) 圏域内関係機関・事業所等への周知・協力依頼等</p> <p>5 退院後支援事業</p> <p>ガイドラインに基づく支援実績</p> <p>令和5年8月末時点で対象者として支援開始・継続しているケース 0名</p> <p>※退院後支援の対象者とならなかった場合、法47条に基づく通常支援として対応。</p>
--	--

事業名	9 難病対策事業	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>難病患者とその家族の医療や療養に関する不安の軽減と適切な医療を確保する。</p> <p>1 指定難病医療費助成制度（338疾患） 患者の医療費の自己負担を軽減し、治療の促進を図るため、自己負担分の医療費の公費負担に関する事務手続を行う。</p> <p>2 難病相談事業 (1) 在宅療養支援計画策定・評価事業 要支援難病患者に対し、個々の患者等の実態に応じて、きめ細やかな支援を行うため、対象患者別の在宅療養支援計画の作成・評価を行う。</p> <p>(2) 訪問相談事業 ア 訪問相談員派遣事業 保健所長が委嘱した保健師等を在宅療養者に派遣し、個別の相談、指導、助言等を行う。</p> <p>イ 訪問相談員育成事業 要支援難病患者やその家族に対する、相談、指導、助言等を行う訪問相談員の確保と資質の向上を図るため、訪問看護師等の育成を行う。</p>	<p>《実施状況(令和5年8月末までの実績及び年度内の計画)》</p> <p>1 指定難病医療費助成制度 指定難病受給者状況 総数3,282件</p> <p>2 難病相談事業 (1) 在宅療養支援計画策定・評価会議 3件 退院時カンファレンス等適宜対応する。</p> <p>(2) 訪問相談事業 ア 訪問相談員派遣事業 0件(20件)</p> <p>イ 訪問相談員育成事業 令和6年1月23日(火) Web 配信 対象者 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等職員 内容 講演「大事な人を災害から護ろう!!日頃のちょっとした工夫・コツ【仮題】」 講師 国際災害レスキューナース、一般社団法人育母塾 代表理事 辻 直美 先生</p> <p>管内地域包括支援センターの依頼により難病医療費助成制度・難病患者の支援についての説明(年度内実施予定)</p>		

<p>(3) 医療相談事業 療養上の不安の解消や生活の質の向上を図るため、療養生活に関する情報交換や交流の場として、患者・家族のつどいや学習会を開催する</p> <p>(4) 訪問指導事業 難病患者・家族に対して、保健所保健師等による療養生活に関する訪問指導を実施する。</p> <p>(5) 窓口相談 難病患者・家族に対し、窓口相談・電話相談等による相談、指導等を行う。</p>	<p>(3) 医療相談事業 令和6年1月23日(火) Web 配信 対象者 難病患者・家族 内容 講演「大事な人を災害から護ろう!!日頃のちょっとした工夫・コツ【仮題】」 講師 国際災害レスキューナース、一般社団法人育母塾 代表理事 辻 直美 先生</p> <p>(4) 訪問指導事業 訪問指導件数(延数) 11件</p> <p>(5) 窓口相談(延数) 窓口相談 15件 電話相談 130件</p>
--	--

事業名	10 肝炎治療特別促進事業	担当課名	地域保健課									
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 肝炎治療特別促進事業（医療費助成） B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の早期治療の促進のため、抗ウイルス治療に係る医療費を助成する。</p> <p>2 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（医療費助成） B型及びC型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療費が、過去1年間で3月以上高額療養費算定基準額を超えた場合に3月目以降の医療費について助成する。</p>	<p>《実施状況（令和5年8月末までの実績及び年度内の計画）》</p> <p>1 肝炎治療特別促進事業</p> <table border="0"> <tr> <td>申請状況</td> <td>新規申請</td> <td>26件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延長等の申請</td> <td>117件</td> </tr> </table> <p>2 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業</p> <table border="0"> <tr> <td>申請状況</td> <td>新規申請</td> <td>0件</td> </tr> </table>	申請状況	新規申請	26件		延長等の申請	117件	申請状況	新規申請	0件		
申請状況	新規申請	26件										
	延長等の申請	117件										
申請状況	新規申請	0件										

事業名	1 1 受動喫煙対策事業	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 受動喫煙対策事業</p> <p>望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を行う。</p> <p>(1) 周知啓発</p> <p>説明会等の実施及び窓口・講習会・巡回指導時に啓発普及のためのチラシ配布を行う。</p> <p>(2) 通報対応</p> <p>住民等からの通報等違反事例を探知した場合、指導や立入検査等の対応を行う。</p>	<p>《実施状況(令和5年8月末までの実績及び年度内の計画)》</p> <p>1 受動喫煙対策事業</p> <p>(1) 周知啓発</p> <p>「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」 令和5年5月31日～6月6日 「夏の受動喫煙防止キャンペーン」 令和5年9月(予定) 「冬の受動喫煙防止キャンペーン」 令和5年12月(予定)</p> <p>ポスター掲示 啓発用媒体(ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、カイロ)及びチラシの窓口配布</p> <p>(2) 通報対応</p> <p>通報受付延件数 1件 (対応延件数: 指導・助言 1件、立入検査等 0件) 問合せ受付延件数 6件</p>		

事業名	1 児童・ひとり親家庭等福祉事業	担当課名	地域福祉課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 特別児童扶養手当 家庭で介護されている身体・知的・精神障害のある児童(20歳未満)を監護、養育している父若しくは母、又は養育者に対し手当を支給するための認定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給要件 政令で定める障害等級のある障害児 ・手当額 1級 53,700 円／月額 2級 35,760 円／月額 ・支給時期 年3回(4・8・11月) <p>2 母子父子寡婦福祉 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉増進と自立支援のため、次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員による就労支援等各種相談 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付・償還指導 	<p>《実施状況(8月末までの実績及び年度内の計画)》</p> <p>1 特別児童扶養手当の認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格者数(カッコ内支給停止者数) 1,699人(279人) 船橋市 934人(154人) 習志野市 274人(49人) 八千代市 335人(64人) 鎌ヶ谷市 156人(12人) <ul style="list-style-type: none"> ・年1回、所得状況届により受給資格の確認を行う。 <p>2 母子父子寡婦福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 16件(生活一般 0件、児童 0件、経済的支援 16件、その他 0件) ・母子父子寡婦福祉資金の貸付状況(4月以降8月末までに貸し付けた金額) 12件 4,305,000円 		

事業名	2 高齢者福祉事業	担当課名	地域福祉課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 老人の日記念行事</p> <p>満100歳者に対して内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈する。</p> <p>2 老人福祉施設入所者援護給付金支給</p> <p>老人福祉施設に入所措置されている者に対し、公的年金等受給者との均衡を図るため給付金を支給する。</p> <p>・支給額 4,700円/月額</p> <p>・支給時期 年3回(8・12・4月)</p>	<p>《実施状況(8月末までの実績及び年度内の計画)》</p> <p>1 老人の日記念行事</p> <p>管内の今年度満100歳となる高齢者(大正12年4月1日～大正13年3月31日生)に対し、内閣総理大臣からの祝状及び記念品を伝達する。</p> <p style="padding-left: 40px;">贈呈者数 習志野市 42名</p> <p style="padding-left: 80px;">八千代市 48名</p> <p style="padding-left: 80px;">鎌ヶ谷市 21名 計111名</p> <p>2 老人福祉施設入所者援護給付金支給</p> <p>管内の養護老人ホームに措置されている者で、公的年金等を受給していない者に対し、法外援護金を支給する。</p> <p style="padding-left: 40px;">養護老人ホーム「白鷺園」 該当者 8名</p> <p style="padding-left: 40px;">支給済額 150,400円(8月)</p> <p style="padding-left: 40px;">今後支給予定額 300,800円(12月、4月) 年度予定額 451,200円</p>		

事業名	3 相談事業		担当課名	地域福祉課																									
<p>事業目的及び内容》</p> <p>1 配偶者暴力相談支援事業(DV相談)</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づいて、平成16年6月1日から健康福祉センターが配偶者暴力相談支援センターに指定されている。</p> <p>配偶者等による暴力を受けた者からの相談を受け、必要な助言・支援を行う。</p> <p>平成26年1月からは、ストーカー被害の相談も受け付けている。</p> <p>2 障害者差別相談事業</p> <p>障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例により、障害者のある人への差別に関する相談業務及び県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。</p>	<p>《実施状況（8月末までの実績及び年度内の計画）》</p> <p>1 配偶者暴力相談支援事業(DV相談)</p> <p>(1) 電話相談は、DV相談専用電話により対応する。</p> <p>(2) 来所による面接相談は、予約制で主に毎週月曜日に実施している。</p> <p>相談には、DV専門相談員等があたる。</p> <p>相談受付件数</p> <table border="1" data-bbox="840 598 1989 882"> <thead> <tr> <th colspan="2">総相談件数</th> <th colspan="2">来所相談件数</th> <th colspan="2">電話相談件数</th> <th rowspan="2">うち 通報 件数</th> <th rowspan="2">裁 判 所 への書 面 提 出 件 数</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>うち DV</th> <th>総数</th> <th>うち DV</th> <th>総数</th> <th>うち DV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>76</td> <td>48</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>67</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 障害者差別相談事業</p> <p>差別に関する相談 1件、 その他の相談 12件</p> <p>【不利益な取扱い】 0件、 【合理的配慮の欠如】 0件、 【その他】 13件</p>							総相談件数		来所相談件数		電話相談件数		うち 通報 件数	裁 判 所 への書 面 提 出 件 数	総数	うち DV	総数	うち DV	総数	うち DV	76	48	9	9	67	39	3	0
総相談件数		来所相談件数		電話相談件数		うち 通報 件数	裁 判 所 への書 面 提 出 件 数																						
総数	うち DV	総数	うち DV	総数	うち DV																								
76	48	9	9	67	39	3	0																						

事業名	1 結核予防事業	担当課名	疾病対策課																					
<p>《事業目的及び内容》 結核のまん延防止のため、患者管理と接触者の発病予防を図る。</p> <p>1 患者管理 (1) 患者の支援 新登録患者については、訪問・面接等により治療について初回指導を徹底し、退院後の服薬継続を支援し、治癒率を向上させる。 (2) 管理検診の実施 治療終了者に対し6ヶ月ごとの胸部エックス線撮影を行い、再発の早期発見に努める</p> <p>2 家族・接触者健康診断の実施 感染及び発病リスクの高い接触者に健康診断を実施して感染の有無を確認すると共に、まん延防止を図る。</p> <p>3 地域DOTS体制の推進 服薬中断リスクを評価し、医療機関との連携のもと、服薬終了まで患者支援を行う。</p> <p>4 結核医療費の公費負担手続き 結核医療費公費負担事務を適正に行う。</p> <p>5 結核研修会 患者の早期発見ができるよう資質の向上を図る。</p> <p>6 結核菌疫学調査 結核菌株を県衛生研究所へ搬入し、遺伝子配列分析により疫学調査を実施する。</p>	<p>《実施状況（8月末までの実績及び年度内の計画）》</p> <p>1 患者管理 (1) 登録者数の状況 ・現在登録者総数 137人 ・新登録者数 30人(結核:21人 潜在性結核感染症 9人)</p> <p>(2) 結核患者の支援 ① まん延を防止するため入院勧告が必要な患者に対しては入院から72時間以内に面接する。 また、その他の患者についても登録から速やかに訪問面接等による初回指導を実施している。 ② 治療中の全患者に対して治療中断のリスクを評価し、訪問、面接、電話により服薬支援を行う。 地域DOTSは必要性に応じ、訪問・面接等による支援を原則毎日行う。 ・訪問(実数 21人、延数 69件) ・面接(実数 19人、延数 53件) ・電話連絡等 703件</p> <p>2 管理・家族健診、接触者健診の実施状況 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="837 624 1688 724"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>管理健診</th> <th>家族健診</th> <th>接触者健診</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>50</td> <td>10</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>受診者数</td> <td>32</td> <td>9</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 地域DOTS体制の推進 *DOTS(患者服薬支援) (1) 所内検討会:毎月2回及び随時開催し、患者の治療状況を確認し接触者健康診断について検討する。 (2) DOTSカンファレンス:毎月2回開催。治療中の支援内容を評価・見直しを行い、治療完遂に向け支援をする。 (3) コホート検討会:年1回開催し、令和4年の新規登録患者の治療成績を評価し、服薬支援等、患者管理について見直す。また死亡事例について分析し検討する。(令和5年12月開催予定) (4) 医療機関との連携会議に参加し、患者の状況及び結核菌検査結果等の情報共有を図る。 国際医療福祉大学市川病院(市川市)・本多病院(香取市)・複十字病院(都内)等患者が入院・通院している病院と実施。</p> <p>4 結核医療費の公費負担申請受理数</p> <table border="1" data-bbox="837 1078 1464 1198"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>申請件数</th> <th>承認件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>37条の2患者</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>入院勧告患者</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 結核研修会の開催 高齢者施設向けの研修会を10月3日に実施予定</p> <p>6 結核菌疫学調査 衛生研究所へ結核菌株を搬入し、結果を把握する。疫学調査の検討会及び研修会へ参加する。 菌株搬入数 11件</p>	区 分	管理健診	家族健診	接触者健診	対象者数	50	10	155	受診者数	32	9	130	区 分	申請件数	承認件数	37条の2患者	50	50	入院勧告患者	10	10		
区 分	管理健診	家族健診	接触者健診																					
対象者数	50	10	155																					
受診者数	32	9	130																					
区 分	申請件数	承認件数																						
37条の2患者	50	50																						
入院勧告患者	10	10																						

事業名	2 感染症予防事業	担当課名	疾病対策課																		
<p>《事業目的及び内容》 感染症の発生を予防し、まん延防止を図る。</p> <p>1 感染症発生時の対応</p> <p>(1) 疫学調査、防疫対応、保健指導の実施</p> <p>① 患者調査(発症・受診状況等)</p> <p>② 感染経路の調査(患者の行動、接触者、喫食状況、居住環境)</p> <p>③ 接触者、同行者の健康調査の実施</p> <p>④ 行政措置(消毒、健康診断、就業制限等)</p> <p>⑤ 二次感染予防の指導</p> <p>(2) 患者居住地の保健所からの通報による、患者の同行者・接触者に対する調査</p> <p>2 平常時の対応</p> <p>(1) 健康危機管理対策(感染症) 所内職員、感染症指定医療機関と連携し患者移送、検体回収の訓練を実施する。</p> <p>(2) 感染症対策に関する知識の普及 保育施設、社会福祉施設等を対象に、感染症及び発生時の対応等について研修会を開催する。</p> <p>(3) 感染症発生動向調査 管内の患者及び病原体情報を収集するとともに、県内の流行実態の情報を関係機関に提供する。</p> <p>(4) 勸奨検便 食品・給食施設等の検便について、腸管出血性大腸菌O157検査を勸奨する。</p>	<p>《実施状況(8月末までの実績及び年度内の計画)》</p> <p>1 感染症の発生及び対応状況 訪問指導 21件 面接6件 電話・メール 108件</p> <p>(1) 1～4類感染症は発生届又は接触者等の通報を受け疫学調査を行うとともに、まん延防止のため法に基づき健康診断、就業制限、消毒命令等を行う。</p> <p style="text-align: center;">表 習志野保健所患者調査状況</p> <table border="1" data-bbox="913 427 1731 627"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>合計</th> <th>管外接触者調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3類</td> <td>腸管出血性大腸菌感染症</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>細菌性赤痢</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4類</td> <td>レジオネラ症</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>E型肝炎</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 5類感染症は発生状況に異常が認められる場合は、感染拡大防止のための調査・指導を行う。 新型コロナウイルス感染症17件・感染性胃腸炎3件</p> <p>(3) 新型インフルエンザ等感染症は(1)同様発生届を受け疫学調査を行うとともに、まん延防止のため法に基づき就業制限、消毒命令等を行う。新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日から、5類感染症に移行した。 新型コロナウイルス感染症 発生届受理数287件</p> <p>2 平常時の対応</p> <p>(1) 健康危機管理対策(感染症) 所内及び感染症指定医療機関、消防、管内市関連部署と連携し協力体制を構築。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所内防護服着脱訓練、積極的疫学調査の方法に関する研修 令和5年5月11日、5月12日、10月30日予定 ○地域健康危機管理推進会議 令和5年5月25日 ○管内3市消防本部との連絡会 実施方法・時期検討中 ○所外患者移送訓練(船橋中央病院等と連携した患者移送、検体回収等) 実施方法・時期検討中 <p>(2) 感染症研修会・訓練の開催 感染症の発生予防対策、発生時の対応、二次感染の防止などに関する研修会を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設向け研修会 令和5年10月3日予定 ○新型コロナウイルス感染症にかかるクラスター等対策チーム予防派遣指導 12件 <p>(3) 法に基づき医師から届けられた感染症の患者情報の集計及び病原体の検索を行うとともに県が集約・解析した情報を管内関係機関に提供し、注意喚起を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染症ネットワークシステム登録数 276機関 感染症情報を毎週配信 <p>(4) 関係団体による自主的な検便の実施事業について支援する。</p>	区分		合計	管外接触者調査	3類	腸管出血性大腸菌感染症	6	0	細菌性赤痢	1	0	4類	レジオネラ症	5	0	E型肝炎	4	0		
区分		合計	管外接触者調査																		
3類	腸管出血性大腸菌感染症	6	0																		
	細菌性赤痢	1	0																		
4類	レジオネラ症	5	0																		
	E型肝炎	4	0																		

<p>3 肝炎対策事業</p> <p>B型肝炎、C型肝炎ウイルス検査を無料で実施し、受検後の陽性者を対象に、ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業の説明を行っている。</p>	<p>3 肝炎対策事業</p> <p>(1)肝炎ウイルス検査 新型コロナウイルス感染症の流行により保健所での肝炎ウイルス検査を中止していたが、令和5年7月から検査を再開した。 B型肝炎検査受検者数:33名 C型肝炎検査受検者数:33名</p> <p>(2)ウイルス肝炎患者等重症化予防推進事業(フォローアップ事業)の説明 肝炎ウイルス検査の結果、陽性者がいなかったため実施なし。</p>
---	---

事業名	3 エイズ対策事業	担当課名	疾病対策課																																								
<p>《事業目的及び内容》 エイズのまん延防止のため、エイズに関する普及啓発活動、抗体検査・相談体制を確保する。</p> <p>1 エイズに関する普及、啓発活動 エイズに関する正しい知識の普及啓発のため、講習会等を実施する。</p> <p>2 各検査の実施 HIV抗体検査は利便性や個人のプライバシーに配慮して行う。 ・日中検査 毎月2回(第1、3水曜日) (即日・予約制) ・夜間検査 偶数月1回(第1水曜日) (即日・予約制) HIV抗体検査と併せて梅毒、クラミジア、淋菌、B型・C型肝炎の検査を実施している。</p> <p>3 エイズに関する相談 電話やHIV抗体検査などで来所する相談者に対して、プライバシーに配慮しながら相談に応じるとともに必要な健康教育を行う。</p>	<p>《実施状況(8月末までの実績及び年度内の計画)》</p> <p>1 エイズに関する普及、啓発活動 (1)講習会等の開催 青少年に対するエイズ等性感染症対策講演会を開催予定。 (2)エイズキャンペーン 世界エイズデーに合わせ、管内教育機関等に対し啓発資材を配布予定。 (3)その他 管内で実施される会議や所内で啓発資材を配布。パンフレット2種類各20部、クリアファイル110部、ポケットティッシュ110個、啓発用コンドーム205個を配布した。</p> <p>2 HIV抗体、性感染症、肝炎の検査状況 新型コロナウイルス感染症の流行により保健所での検査を中止していたが、令和5年7月から検査を再開した。</p> <table border="1" data-bbox="857 721 1783 1054"> <thead> <tr> <th></th> <th>計</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HIV抗体検査</td> <td>35</td> <td>23</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>クラミジア抗体検査</td> <td>33</td> <td>21</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>梅毒血清検査</td> <td>34</td> <td>22</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>B型肝炎</td> <td>33</td> <td>21</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>C型肝炎</td> <td>33</td> <td>21</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>・HIV抗体検査の陽性者に対しては、拠点病院へ紹介し、カウンセラーと共に心理的ケアのサポートを行う。 ・クラミジア、梅毒、肝炎に係る検査の陽性者に対しては、医療機関の受診を勧奨する。</p> <p>3 エイズ相談実施状況</p> <table border="1" data-bbox="846 1173 1783 1391"> <thead> <tr> <th></th> <th>計</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話相談</td> <td>33</td> <td>25</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>来所相談</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>45</td> <td>31</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>		計	男	女	HIV抗体検査	35	23	12	クラミジア抗体検査	33	21	12	梅毒血清検査	34	22	12	B型肝炎	33	21	12	C型肝炎	33	21	12		計	男	女	電話相談	33	25	8	来所相談	12	6	6	計	45	31	14		
	計	男	女																																								
HIV抗体検査	35	23	12																																								
クラミジア抗体検査	33	21	12																																								
梅毒血清検査	34	22	12																																								
B型肝炎	33	21	12																																								
C型肝炎	33	21	12																																								
	計	男	女																																								
電話相談	33	25	8																																								
来所相談	12	6	6																																								
計	45	31	14																																								

事業名	4 原子爆弾被爆者対策事業	担当課名	疾病対策課																									
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 原子爆弾被爆者対策事業</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者の健康管理や各種手当の支給に係る事務手続を行う。</p> <p>健康管理と各種手当の支給</p> <p>(1)被爆者健康手帳及び健康診断受診者証の交付を受けた者に対して、毎年2回の健康診断を実施する。</p> <p>(2)手帳の交付や、原子爆弾の傷害作用を受けて今なお特別な状態にある被爆者に対して支給される各種手当等に関し必要な事務手続を行う。</p>	<p>《実施状況（8月末までの実績及び年度内の計画）》</p> <p>(1)被爆者健診の実施(年2回)</p> <p>第1回 令和5年6月15日(木) 実施</p> <p>第2回 令和5年10月26日(木) 実施予定</p> <p>(2)被爆者健康手帳の交付及び各種手当の支給状況</p> <table border="1" data-bbox="1041 555 1908 1157"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>令和5年8月末現在登録数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">被爆者健康手帳保持者</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td colspan="2">健康診断受診者証保持者</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康診断実施状況</td> <td>開催回数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>受診者数</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">各種手当の受給者</td> <td>健康管理手当</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>保健手当</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>家族介護手当</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>医療特別手当</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>特別手当</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>葬祭料</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		令和5年8月末現在登録数	被爆者健康手帳保持者		148	健康診断受診者証保持者		5	健康診断実施状況	開催回数	1	受診者数	10	各種手当の受給者	健康管理手当	119	保健手当	2	家族介護手当	2	医療特別手当	5	特別手当	2	葬祭料	4
区 分		令和5年8月末現在登録数																										
被爆者健康手帳保持者		148																										
健康診断受診者証保持者		5																										
健康診断実施状況	開催回数	1																										
	受診者数	10																										
各種手当の受給者	健康管理手当	119																										
	保健手当	2																										
	家族介護手当	2																										
	医療特別手当	5																										
	特別手当	2																										
	葬祭料	4																										

事業名	1 食品衛生事業（1）	担当課名	生活衛生課																								
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 食品営業施設の監視指導</p> <p>飲食に起因する衛生上の危害発生を防止するため、食品営業施設に対する監視指導及び食品等の試験検査を実施する。</p> <p>2 食中毒予防対策</p> <p>食品営業者への指導及び消費者に食中毒予防について注意喚起する。</p> <p>食中毒患者(疑い)の発生時には、関係機関と連携し原因の究明と拡大防止に努める。</p>	<p>《実施状況（8月末までの実績及び年度内の計画）》 ※新型コロナウイルス感染症対応のため事業縮小</p> <p>1 食品営業施設の監視指導</p> <p>(1)立入検査</p> <p>食品衛生法に基づき、営業施設の施設基準・管理運営基準、食品等の規格・表示基準等の違反の発見及び排除に努めるとともに、食品等の製造、調理、販売等における衛生的な取扱いについて指導を行う。</p> <p>特に、大規模小売店舗、大量調理施設、食品製造施設等の監視指導については、食品機動監視課と連携を図り重点的な監視指導を行う。</p> <p style="text-align: right;">（ ）再掲:食品機動監視課</p> <table border="1" data-bbox="801 655 1816 831"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施設件数※</th> <th>監視件数</th> <th>違反件数</th> <th>指導票</th> <th>口頭説諭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業許可施設</td> <td>4,112</td> <td>312(224)</td> <td>0(0)</td> <td>0(0)</td> <td>6(6)</td> </tr> <tr> <td>営業届出施設</td> <td>1,600</td> <td>90(73)</td> <td>0(0)</td> <td>0(0)</td> <td>0(0)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>5,712</td> <td>402(297)</td> <td>0(0)</td> <td>0(0)</td> <td>6(6)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※令和5年3月末現在</p> <p>(2)食品等の検査</p> <p>食品衛生法に基づき、管内で製造、調理、販売等された食品について試験検査を実施し、違反食品等の排除に努めるとともに、衛生管理の改善指導を行う。</p> <p style="text-align: right;">（ ）再掲:食品機動監視課</p> <p>・検体数 65(65) 内、違反検体 0(0)</p> <p>2 食中毒予防対策</p> <p>(1)各種広報媒体を利用した広報活動</p> <p>夏期における食中毒予防として、管内食品衛生協会及び管内3市と共に「食品衛生のしおり」、「食の安全・安心レポート」、市町村広報紙等を効果的に活用した広報活動を実施する。</p>	区 分	施設件数※	監視件数	違反件数	指導票	口頭説諭	営業許可施設	4,112	312(224)	0(0)	0(0)	6(6)	営業届出施設	1,600	90(73)	0(0)	0(0)	0(0)	合 計	5,712	402(297)	0(0)	0(0)	6(6)		
区 分	施設件数※	監視件数	違反件数	指導票	口頭説諭																						
営業許可施設	4,112	312(224)	0(0)	0(0)	6(6)																						
営業届出施設	1,600	90(73)	0(0)	0(0)	0(0)																						
合 計	5,712	402(297)	0(0)	0(0)	6(6)																						

事業名	1 食品衛生事業（2）	担当課名	生活衛生課
<p>3 食品営業者の自主的な衛生管理の推進</p> <p>食品等営業者自らの責任による食品の安全性確保を促進する。</p> <p>4 食品衛生相談・苦情等の処理</p> <p>消費者からの食品衛生に関する相談や食品等の苦情について対応する。</p>	<p>(2)食中毒注意報・警報の発令</p> <p>食品営業者及び消費者に食品の取扱い等の食品衛生に関する注意を喚起した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意報の発令期間 6月1日～ 9月30日 ・警報の発令期間 7月13日～ 9月30日 までの間に解除基準に合致する日まで <p>(3)食中毒関係調査</p> <p>食中毒患者(疑い)の発生時には、状況により感染症担当や関係保健所等と連携して疫学的調査を行い、食中毒と判断されたものについては拡大防止や再発防止等の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒等調査 26件(管外からの調査依頼 14件) ・食中毒発生件数 0 件 ・行政処分 0件(内容:-) <p>3 食品営業者の自主的な衛生管理の推進</p> <p>食品営業者に対して講習会を開催し食品衛生知識の向上を図るとともに、食品衛生推進員や食品衛生指導員の活動の促進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生講習会の実施 10回 653名 ・食品衛生指導員講習会の実施 1回 32名 <p>4 食品衛生相談・苦情等の処理</p> <p>食品衛生関係の相談・苦情に対応し、食品営業施設の衛生管理に係る件については、施設の調査・指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談の件数 82件 ・苦情の件数 50件 		

事業名	2 環境衛生事業（1）	担当課名	生活衛生課																																																																			
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 環境衛生指導事業</p> <p>(1)生活衛生関係営業施設の監視指導 県民の日常生活に密着しているサービス系の6業種について、各法令に定める衛生措置基準の遵守、その他の衛生水準の向上に必要な事項について監視指導を実施するとともに、自主管理点検表を活用した自主管理を推進する。 また、公衆浴場や旅館のレジオネラ属菌対策について指導を実施する。</p> <p>(2)建築物の衛生的環境の確保に関する事業</p> <p>① 特定建築物の立入検査 特定建築物における衛生的な環境を確保するため、空気環境、給排水、清掃・そ族昆虫の防除に関する衛生管理基準の遵守状況等について監視指導を実施する。</p> <p>② 建築物管理事業の登録事業者の立入検査 ビルメンテナンスを業とする者について適正な事業の遂行について指導する。</p>	<p>《実施状況（8月末までの実績及び年度内の計画）》 ※新型コロナウイルス感染症対応のため事業縮小</p> <p>1 環境衛生指導事業</p> <p>(1)生活衛生関係営業施設の監視指導状況</p> <table border="1" data-bbox="936 395 1921 730"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>施設数</th> <th>立入検査件数</th> <th>今年度計画件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>興 行 場</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>旅 館</td> <td>21</td> <td>0</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>公 衆 浴 場</td> <td>31</td> <td>3</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>理 容 所</td> <td>297</td> <td>2</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>美 容 所</td> <td>714</td> <td>6</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>クリーニング所</td> <td>185</td> <td>0</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1255</td> <td>11</td> <td>346</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)建築物の衛生的環境の確保に関する事業</p> <p>① 特定建築物の立入検査状況</p> <table border="1" data-bbox="936 858 1921 1337"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>施 設 数</th> <th>立入検査件数</th> <th>今年度計画件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>興 行 場</td> <td>2</td> <td>0</td> <td rowspan="10">17</td> </tr> <tr> <td>百 貨 店</td> <td>18</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>店 舗</td> <td>19</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>事 務 所</td> <td>16</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>学 校</td> <td>18</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>旅 館</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>集 会 場</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>図 書 館</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>遊 技 場</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>87</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 建築物管理事業登録事業者への立入検査 ・登録総数 32 ・立入検査件数 3 *今年度計画件数 6</p>	業 種	施設数	立入検査件数	今年度計画件数	興 行 場	7	0	7	旅 館	21	0	19	公 衆 浴 場	31	3	31	理 容 所	297	2	70	美 容 所	714	6	170	クリーニング所	185	0	49	計	1255	11	346	種 別	施 設 数	立入検査件数	今年度計画件数	興 行 場	2	0	17	百 貨 店	18	0	店 舗	19	0	事 務 所	16	2	学 校	18	2	旅 館	4	0	集 会 場	3	0	図 書 館	2	0	遊 技 場	5	0	計	87	4		
業 種	施設数	立入検査件数	今年度計画件数																																																																			
興 行 場	7	0	7																																																																			
旅 館	21	0	19																																																																			
公 衆 浴 場	31	3	31																																																																			
理 容 所	297	2	70																																																																			
美 容 所	714	6	170																																																																			
クリーニング所	185	0	49																																																																			
計	1255	11	346																																																																			
種 別	施 設 数	立入検査件数	今年度計画件数																																																																			
興 行 場	2	0	17																																																																			
百 貨 店	18	0																																																																				
店 舗	19	0																																																																				
事 務 所	16	2																																																																				
学 校	18	2																																																																				
旅 館	4	0																																																																				
集 会 場	3	0																																																																				
図 書 館	2	0																																																																				
遊 技 場	5	0																																																																				
計	87	4																																																																				

事業名	2 環境衛生事業（2）	担当課名	生活衛生課																
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>(3) 遊泳用プールの施設調査 「千葉県遊泳用プール行政指導指針」に基づき、適切な施設・水質管理について立入指導を実施する。</p> <p>(4) 化製場等の立入検査 動物の収容施設について、衛生管理等の徹底を図るため立入指導を実施する。</p> <p>2 水道管理事業</p> <p>(1) 飲用井戸と水道施設等の相談受付 平成25年度から水道法に係る権限が市へ移譲されたが、住民から相談が寄せられた場合には、必要な助言を行う。</p> <p>(2) 温泉施設の立入検査 温泉法に基づき、温泉利用施設の維持管理の状況について立入指導を実施する。</p> <p>3 住居衛生等に関する相談 室内空気環境、衛生害虫等の相談に対応し、必要により検査を行う。</p>	<p>《実施状況（8月末までの実績及び年度内の計画）》 ※新型コロナウイルス感染症対応のため事業縮小</p> <p>(3) 遊泳用プールの施設調査状況</p> <table border="1" data-bbox="887 355 1771 507"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設数</th> <th>立入検査件数</th> <th>今年度計画件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用</td> <td>35</td> <td>7</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>通年プール(再掲)</td> <td>17</td> <td>1</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>事業用</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 化製場等の立入検査状況 ・動物の飼養又は収容施設数 32 ・立入検査件数 15(犬15)</p> <p>2 水道管理事業</p> <p>(1) 飲用井戸と水道施設等の相談受付状況 飲用井戸に係る相談 ・相談件数 11件 水道施設に係る相談 ・相談件数 4件</p> <p>(2) 温泉施設の立入検査状況 ・温泉施設数 5 ・立入検査件数 0</p> <p>3 住居衛生等に関する相談 ・相談件数 15件</p>		施設数	立入検査件数	今年度計画件数	営業用	35	7	24	通年プール(再掲)	17	1	17	事業用	0	0	0		
	施設数	立入検査件数	今年度計画件数																
営業用	35	7	24																
通年プール(再掲)	17	1	17																
事業用	0	0	0																

事業名	3 狂犬病予防事業・動物の愛護管理事業	担当課名	生活衛生課																				
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 狂犬病予防事業 (1) 犬の登録・予防注射の推進及び啓発 管内3市、動物関連団体と連携し、飼い主に対する指導の徹底を図る。 (2) 野犬等の捕獲 犬による危害防止のため、動物愛護センター支所と連携して捕獲業務を行う。</p> <p>2 動物愛護管理事業 (1) 動物の適正飼養の推進を図る。 (2) 飼えなくなった犬、猫の引き取り及び飼養に関する指導、助言を行う。 飼い主に対しては、不妊・去勢措置など飼養責任について指導するとともに、収容された動物については、譲渡の機会を増やす。</p> <p>(3) 動物取扱業の監視指導 動物取扱業者に対し動物の適正な取扱い等に係る基準の遵守について指導する。</p> <p>(4) 特定動物(危険な動物)の飼養(保管)許可と監視指導対象施設に対し適正な飼養及び保管の徹底を図る。</p>	<p>《実施状況(8月末までの実績及び年度内の計画)》 ※新型コロナウイルス感染症対応のため事業縮小</p> <p>1 狂犬病予防事業 (1) 管内犬の登録・注射頭数 ①原簿頭数 23,011頭※ ②注射済票交付頭数 11,619頭※ ※令和5年6月末時点の数 (2) 野犬等の捕獲依頼件数 0件</p> <p>2 動物愛護管理事業 (1) 動物の適正飼養推進事業 ① 動物の適正飼養について、ポスターの掲示、パンフレットの配布、各戸回覧、市広報紙、ホームページ等を利用した普及啓発に努める。 ② 動物の正しい飼い方推進月間(6月)及び動物による危害防止対策強化月間(11月)において啓発活動を実施する。</p> <p>(2) 動物の引取り、動物に関する苦情、相談、助言等の状況</p> <table border="1" data-bbox="913 935 1798 1145"> <thead> <tr> <th></th> <th>犬</th> <th>ねこ</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飼えなくなった犬、ねこの引取り頭数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動物の飼養に関する相談・助言件数</td> <td>77</td> <td>112</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>苦情届出件数</td> <td>62</td> <td>55</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>こう傷事故の発生状況</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 動物取扱業施設の監視状況 ・登録施設数 165 ・監視件数 36 ・今年度計画件数 50 ・動物取扱責任者研修会 令和6年11月7日 市川市文化会館で開催予定</p> <p>(4) 特定動物の飼養施設 ・施設数 0 ・監視件数 0 ・今年度計画件数 0</p>		犬	ねこ	その他	飼えなくなった犬、ねこの引取り頭数	0	2		動物の飼養に関する相談・助言件数	77	112	20	苦情届出件数	62	55	12	こう傷事故の発生状況	9				
	犬	ねこ	その他																				
飼えなくなった犬、ねこの引取り頭数	0	2																					
動物の飼養に関する相談・助言件数	77	112	20																				
苦情届出件数	62	55	12																				
こう傷事故の発生状況	9																						

事業名	1 試験検査業務（1）	担当課名	検査課																																																																										
<p>《事業目的及び内容》 主な業務は、感染症予防対策に関わる細菌検査、性感染症等検査及び食品衛生検査である。</p> <p>1 感染症予防対策に関わる細菌検査 (1) 平常時：給食施設従事者、食品取扱業者等に対して実施する。</p> <p>(2) 感染症発生時における接触者の検査、患者の菌の陰性化確認等の検査を実施する。</p> <p>2 性感染症等検査 (1) HIV 抗体検査 (2) 梅毒血清反応検査 (3) C 型肝炎抗体検査 (4) B 型肝炎抗原検査</p>	<p>《実施状況（8月末までの実績）》 習志野保健所及び市川保健所管内の検査を実施</p> <p>1 感染症予防対策に関わる細菌検査 (1) 平常時検査</p> <table border="1" data-bbox="842 464 1982 647"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査項目</th> <th colspan="3">検査件数(件)</th> <th rowspan="2">検出菌</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>習志野保健所分</th> <th>市川保健所分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤痢菌・チフス菌・パラチフス A 菌</td> <td>766</td> <td>455</td> <td>311</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>腸管出血性大腸菌 O157</td> <td>922</td> <td>554</td> <td>368</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 感染症発生時検査</p> <table border="1" data-bbox="842 727 1883 1007"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査項目</th> <th colspan="3">検査件数(件)</th> <th rowspan="2">検出数</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>習志野保健所分</th> <th>市川保健所分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>腸管出血性大腸菌</td> <td>37</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>赤痢菌</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>チフス菌・パラチフス A 菌</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>コレラ菌</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス PCR 検査</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 性感染症等検査</p> <table border="1" data-bbox="848 1086 1697 1326"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査項目</th> <th colspan="3">検査件数(件)</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>習志野保健所分</th> <th>市川保健所分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HIV 抗体検査</td> <td>121</td> <td>35</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>梅毒血清反応検査</td> <td>121</td> <td>34</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>C 型肝炎抗体検査</td> <td>123</td> <td>33</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>B 型肝炎抗原検査</td> <td>123</td> <td>33</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査件数(件)			検出菌	総数	習志野保健所分	市川保健所分	赤痢菌・チフス菌・パラチフス A 菌	766	455	311	-	腸管出血性大腸菌 O157	922	554	368	-	検査項目	検査件数(件)			検出数	総数	習志野保健所分	市川保健所分	腸管出血性大腸菌	37	17	20	9	赤痢菌	2	2	-	-	チフス菌・パラチフス A 菌	-	-	-	-	コレラ菌	-	-	-	-	新型コロナウイルス PCR 検査	1	1	-	-	検査項目	検査件数(件)			総数	習志野保健所分	市川保健所分	HIV 抗体検査	121	35	86	梅毒血清反応検査	121	34	87	C 型肝炎抗体検査	123	33	90	B 型肝炎抗原検査	123	33	90		
検査項目	検査件数(件)			検出菌																																																																									
	総数	習志野保健所分	市川保健所分																																																																										
赤痢菌・チフス菌・パラチフス A 菌	766	455	311	-																																																																									
腸管出血性大腸菌 O157	922	554	368	-																																																																									
検査項目	検査件数(件)			検出数																																																																									
	総数	習志野保健所分	市川保健所分																																																																										
腸管出血性大腸菌	37	17	20	9																																																																									
赤痢菌	2	2	-	-																																																																									
チフス菌・パラチフス A 菌	-	-	-	-																																																																									
コレラ菌	-	-	-	-																																																																									
新型コロナウイルス PCR 検査	1	1	-	-																																																																									
検査項目	検査件数(件)																																																																												
	総数	習志野保健所分	市川保健所分																																																																										
HIV 抗体検査	121	35	86																																																																										
梅毒血清反応検査	121	34	87																																																																										
C 型肝炎抗体検査	123	33	90																																																																										
B 型肝炎抗原検査	123	33	90																																																																										

事業名	1 試験検査業務(2)	担当課名	検査課																																																																																										
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>3 食品衛生検査等 (1) 収去食品検査:食品機動監視課、生活衛生課及び市川保健所生活衛生課が収去したのについて検査を実施する。</p> <p>(2) 食中毒発生・食中毒関連調査・苦情等に関わる検査を実施する。</p> <p>4 結核菌検査 結核患者接触者検診等に伴う喀痰検査を実施する。</p> <p>5 臨床検査 原爆被爆者健康診断に伴う尿検査を実施する。</p>	<p>《実施状況(8月末までの実績)》 習志野保健所及び市川保健所管内の検査を実施</p> <p>3 食品衛生検査等 (1) 収去食品検査</p> <table border="1" data-bbox="768 384 2033 547"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査種別</th> <th colspan="3">検体数(件)</th> <th colspan="3">検査項目数</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>習志野保健所分</th> <th>市川保健所分</th> <th>総数</th> <th>習志野保健所分</th> <th>市川保健所分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>細菌検査</td> <td>64</td> <td>40</td> <td>24</td> <td>372</td> <td>240</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>乳類規格検査</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 食中毒等検査</p> <table border="1" data-bbox="768 624 2033 903"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">検体種別</th> <th colspan="3">検体数(件)</th> <th colspan="3">検査項目数</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>習志野保健所分</th> <th>市川保健所分</th> <th>総数</th> <th>習志野保健所分</th> <th>市川保健所分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">細菌検査</td> <td>便</td> <td>72</td> <td>14</td> <td>58</td> <td>1402</td> <td>261</td> <td>1141</td> </tr> <tr> <td>拭取</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>80</td> <td>-</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>食品</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ウイルス検査</td> <td>便</td> <td>105</td> <td>25</td> <td>80</td> <td>208</td> <td>36</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>吐物</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="768 943 1357 1182"> <thead> <tr> <th>検出菌・検出ウイルス</th> <th>検出数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黄色ブドウ球菌</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>カンピロバクター属菌</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>サルモネラ属菌</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ウエルシュ菌</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ノロウイルス</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 結核菌検査 喀痰検査 0件(習志野保健所分 0件、市川保健所分 0件)</p> <p>5 臨床検査 尿検査 26件(習志野保健所分 9件、市川保健所分 17件)</p>	検査種別	検体数(件)			検査項目数			総数	習志野保健所分	市川保健所分	総数	習志野保健所分	市川保健所分	細菌検査	64	40	24	372	240	132	乳類規格検査	-	-	-	-	-	-	検体種別		検体数(件)			検査項目数			総数	習志野保健所分	市川保健所分	総数	習志野保健所分	市川保健所分	細菌検査	便	72	14	58	1402	261	1141	拭取	4	-	4	80	-	80	食品	-	-	-	-	-	-	ウイルス検査	便	105	25	80	208	36	172	吐物	-	-	-	-	-	-	検出菌・検出ウイルス	検出数	黄色ブドウ球菌	10	カンピロバクター属菌	6	サルモネラ属菌	2	ウエルシュ菌	1	ノロウイルス	33		
検査種別	検体数(件)			検査項目数																																																																																									
	総数	習志野保健所分	市川保健所分	総数	習志野保健所分	市川保健所分																																																																																							
細菌検査	64	40	24	372	240	132																																																																																							
乳類規格検査	-	-	-	-	-	-																																																																																							
検体種別		検体数(件)			検査項目数																																																																																								
		総数	習志野保健所分	市川保健所分	総数	習志野保健所分	市川保健所分																																																																																						
細菌検査	便	72	14	58	1402	261	1141																																																																																						
	拭取	4	-	4	80	-	80																																																																																						
	食品	-	-	-	-	-	-																																																																																						
ウイルス検査	便	105	25	80	208	36	172																																																																																						
	吐物	-	-	-	-	-	-																																																																																						
検出菌・検出ウイルス	検出数																																																																																												
黄色ブドウ球菌	10																																																																																												
カンピロバクター属菌	6																																																																																												
サルモネラ属菌	2																																																																																												
ウエルシュ菌	1																																																																																												
ノロウイルス	33																																																																																												

事業名	1 食品衛生事業	担当課名	食品機動監視課																																							
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 食品営業施設の監視指導 飲食に起因する危害発生の防止を図り、食品等の安全性を確保するため、監視指導の重要度が高い施設（大規模又は広域流通する食品の製造施設、大量調理を行う飲食店及び集団給食施設等）や、調理製造場を有する大型スーパー等を対象に、監視指導を実施している。</p> <p>また、生活衛生課と連携、協力して、食品営業許可施設の継続時等の監視指導を実施している。</p> <p>2 食品等の収去検査 食品等の安全性を確保するため、管内で流通する食品等について、収去検査（細菌、理化学）を実施し、違反食品等の排除に努めている。</p> <p>また、収去の他に、放射性物質（放射性セシウム）測定のため、買上検査を実施している。</p> <p>3 衛生教育 主に給食従事者等を対象として、食中毒予防、食品の取扱い、HACCP に沿った衛生管理等について講習会を実施し、食品衛生知識の普及向上と自主衛生管理の強化促進に努めている。</p>	<p>《実施状況》（令和5年8月末日現在）（令和4年も同期）</p> <p>習志野健康福祉センター（保健所）管内</p> <p>1 監視指導状況</p> <table border="1" data-bbox="1014 395 1973 592"> <thead> <tr> <th>監視数</th> <th>要許可施設</th> <th>届出施設</th> <th>計</th> <th>違反数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年</td> <td>140</td> <td>48</td> <td>188</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>224</td> <td>73</td> <td>297</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 食品等の収去検査</p> <table border="1" data-bbox="1014 831 1973 1043"> <thead> <tr> <th>食品</th> <th>収去検査 検体数</th> <th>項目</th> <th>違反数</th> <th>買上検査 検体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年</td> <td>23</td> <td>242</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>65</td> <td>790</td> <td>0</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 衛生教育</p> <table border="1" data-bbox="1014 1123 1632 1315"> <thead> <tr> <th>給食関係者</th> <th>回数</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>2</td> <td>285</td> </tr> </tbody> </table>	監視数	要許可施設	届出施設	計	違反数	令和4年	140	48	188	0	令和5年	224	73	297	0	食品	収去検査 検体数	項目	違反数	買上検査 検体数	令和4年	23	242	0	0	令和5年	65	790	0	10	給食関係者	回数	受講者数	令和4年	0	0	令和5年	2	285		
監視数	要許可施設	届出施設	計	違反数																																						
令和4年	140	48	188	0																																						
令和5年	224	73	297	0																																						
食品	収去検査 検体数	項目	違反数	買上検査 検体数																																						
令和4年	23	242	0	0																																						
令和5年	65	790	0	10																																						
給食関係者	回数	受講者数																																								
令和4年	0	0																																								
令和5年	2	285																																								

事業名	1 社会福祉法人等の監査指導（1）	担当課名	監査指導課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 社会福祉法人等の監査指導</p> <p>社会福祉法人、社会福祉施設、保育所、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所、有料老人ホーム等の適正な運営を確保するため、指導監査等を実施する。</p>	<p>《実施状況(令和5年8月末までの実績及び年度内の計画)》</p> <p>令和5年度は、社会福祉法人、社会福祉施設等の監査対象数 2,749 件のうち904件を計画している。新型コロナウイルスの影響により実施できなかった施設を考慮しつつ実施しており、8月末までの実施状況は、社会福祉施設等314件となっている。</p> <p>令和5年度 指導監査等の重点事項(主なもの)</p> <p>1 社会福祉法人及び社会福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく法人の適正な運営 ・適切な入所者処遇の確保 ・感染症や防災対策の充実強化 <p>2 児童関係施設 (保育所、幼保連携認定こども園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員配置及び設備に関する基準の遵守 ・適切な児童の処遇の確保 ・適切な会計処理の実施 ・防災対策の充実強化 <p>(認可外保育施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育従事者の適正配置の確保 ・児童等の安全対策の徹底 ・利用者への情報提供の適正化 ・防災対策の充実強化 <p>3 介護保険指定事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止及び身体拘束の防止 ・介護報酬請求の適正化 ・介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の適正な請求 ・人員、設備及び運営等の適正化 ・宿泊サービスに係る届出等の遵守 ※通所介護事業所 ・感染症や防災対策の充実強化 		<p>4 有料老人ホーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置基準を満たさない施設 ・適切な入所者処遇の確保 ・感染症や防災対策の充実強化 ・防災対策の充実強化 <p>5 指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止及び身体拘束の防止 ・基準に定める職員の確保 ・個別支援計画の策定等 ・適正な公費請求 ・感染症や防災対策の充実強化 ・工賃の支払・賃金 ※指定障害福祉サービス事業所 ・情報提供・自己評価の公表 ※指定障害児通所支援事業所 <p>6 指定一般相談支援事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準に定める職員の確保 ・個別支援計画の策定等 ・適正な公費請求 ・感染症や防災対策の充実強化

事業名	1 社会福祉法人等の監査指導（2）	担当課名	監査指導課																																																																																																									
<p style="text-align: center;">《実施状況（8月末までの実績及び年度内の計画）》</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人等の指導監査の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="860 336 1917 660"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象数</th> <th>計画数</th> <th>実施数</th> <th>実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合 計</td> <td>37</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>41.7%</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>32</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>（社会福祉協議会）</td> <td>（0）</td> <td>（0）</td> <td>（0）</td> <td>（0%）</td> </tr> <tr> <td>（施設を経営するもの）</td> <td>（32）</td> <td>（9）</td> <td>（3）</td> <td>（33.3%）</td> </tr> <tr> <td>（施設を経営しないもの）</td> <td>（0）</td> <td>（0）</td> <td>（0）</td> <td>（0%）</td> </tr> <tr> <td>児童福祉行政（市町村）</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>66.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">社会福祉施設等の指導監査等の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="860 743 1917 1366"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象数</th> <th>計画数</th> <th>実施数</th> <th>実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合 計</td> <td>2,712</td> <td>892</td> <td>309</td> <td>34.6%</td> </tr> <tr> <td>老人福祉施設</td> <td>81</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>38.1%</td> </tr> <tr> <td>児童福祉施設</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>指定障害者支援施設</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>259</td> <td>233</td> <td>37</td> <td>15.9%</td> </tr> <tr> <td>幼保連携型認定こども園</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>53.8%</td> </tr> <tr> <td>認可外保育施設</td> <td>94</td> <td>94</td> <td>33</td> <td>35.1%</td> </tr> <tr> <td>有料老人ホーム</td> <td>124</td> <td>33</td> <td>35</td> <td>106.1%</td> </tr> <tr> <td>介護保険指定事業所</td> <td>1,146</td> <td>250</td> <td>137</td> <td>54.8%</td> </tr> <tr> <td>指定障害福祉サービス事業所</td> <td>635</td> <td>153</td> <td>40</td> <td>26.1%</td> </tr> <tr> <td>指定障害児通所支援事業所</td> <td>306</td> <td>70</td> <td>10</td> <td>14.3%</td> </tr> <tr> <td>指定児童発達支援センター</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>指定一般相談支援事業所</td> <td>34</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>25.0%</td> </tr> </tbody> </table>				区分	対象数	計画数	実施数	実施率	合 計	37	12	5	41.7%	社会福祉法人	32	9	3	33.3%	（社会福祉協議会）	（0）	（0）	（0）	（0%）	（施設を経営するもの）	（32）	（9）	（3）	（33.3%）	（施設を経営しないもの）	（0）	（0）	（0）	（0%）	児童福祉行政（市町村）	5	3	2	66.7%	区分	対象数	計画数	実施数	実施率	合 計	2,712	892	309	34.6%	老人福祉施設	81	21	8	38.1%	児童福祉施設	5	5	0	0%	指定障害者支援施設	4	1	0	0%	保育所	259	233	37	15.9%	幼保連携型認定こども園	13	13	7	53.8%	認可外保育施設	94	94	33	35.1%	有料老人ホーム	124	33	35	106.1%	介護保険指定事業所	1,146	250	137	54.8%	指定障害福祉サービス事業所	635	153	40	26.1%	指定障害児通所支援事業所	306	70	10	14.3%	指定児童発達支援センター	11	11	0	0.0%	指定一般相談支援事業所	34	8	2	25.0%
区分	対象数	計画数	実施数	実施率																																																																																																								
合 計	37	12	5	41.7%																																																																																																								
社会福祉法人	32	9	3	33.3%																																																																																																								
（社会福祉協議会）	（0）	（0）	（0）	（0%）																																																																																																								
（施設を経営するもの）	（32）	（9）	（3）	（33.3%）																																																																																																								
（施設を経営しないもの）	（0）	（0）	（0）	（0%）																																																																																																								
児童福祉行政（市町村）	5	3	2	66.7%																																																																																																								
区分	対象数	計画数	実施数	実施率																																																																																																								
合 計	2,712	892	309	34.6%																																																																																																								
老人福祉施設	81	21	8	38.1%																																																																																																								
児童福祉施設	5	5	0	0%																																																																																																								
指定障害者支援施設	4	1	0	0%																																																																																																								
保育所	259	233	37	15.9%																																																																																																								
幼保連携型認定こども園	13	13	7	53.8%																																																																																																								
認可外保育施設	94	94	33	35.1%																																																																																																								
有料老人ホーム	124	33	35	106.1%																																																																																																								
介護保険指定事業所	1,146	250	137	54.8%																																																																																																								
指定障害福祉サービス事業所	635	153	40	26.1%																																																																																																								
指定障害児通所支援事業所	306	70	10	14.3%																																																																																																								
指定児童発達支援センター	11	11	0	0.0%																																																																																																								
指定一般相談支援事業所	34	8	2	25.0%																																																																																																								

事業名	1 社会福祉法人等の監査指導（3）	担当課名	監査指導課
	<p>《具体的な指摘内容（主なもの）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人福祉施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体拘束等の適正化、ハラスメント防止のための取り組みが不十分 ・ 保育所、幼保連携認定こども園 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児の健康診断が不十分 ・ 災害時の避難訓練等の実施回数が不十分 ・ 計算書類が不備、会計事務処理が不適切 ・ 安全計画が未策定 ・ 認可外保育施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数又は有資格者数が配置基準未充足 ・ 乳幼児の健康診断が不十分 ・ 災害時の避難訓練等の実施回数不足 ・ 有料老人ホーム <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故防止に関する取り組みが不十分 ・ 身体拘束等の適正化、ハラスメント防止のための取り組みが不十分 ・ 契約書、重要事項説明書の内容が不十分 ・ 介護保険指定事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項説明書の内容が不十分 ・ 運営規程が未整備 ・ 介護職員の人員不足 		